

アスモア税理士法人

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。今回のかわら版は、間が担当します。個人事業者の皆様は事業年度の締め もあり、慌ただしい日々が続きますが、体調にはくれぐれもお気をつけ下さい。 今回のかわら版では、個人住民税の特別徴収の留意点をまとめました。是非お役立てください。

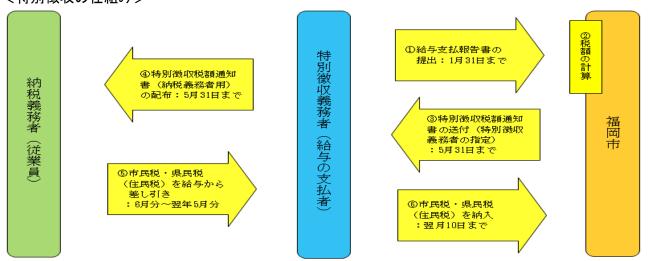
◎個人住民税の特別徴収の徹底について

福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を推進するため、平成29年度から全従業員の方の給与所得に係る住民税納付方法が、原則「特別徴収」となります。

◎個人住民税の特別徴収制度

特別徴収制度とは、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を払う際に、従業員の方々の個人住民税を給与から天引きして、事業主が従業員の代わりに納入する制度です。これに対して、普通徴収制度とは、従業員の方が自分自身で市町村に、6月・8月・10月・1月の年4回納付する制度です。従って、給与受給者が2名を超える事業主は、平成29年6月給与分より、特別徴収しなければなりません。

<特別徴収の仕組み>



(出典:福岡市ホームページより)

◎納期の特例

納期の特例とは、事業主の事務負担の軽減を図るため、毎月給与から天引きされる個人住民税(月割額)を、 下記の通り年2回にまとめて納入できる制度のことです。

6月分~11月分・・・12月10日までに納入

| 12 月分~翌 5 月分・・・翌年 6 月 10 日までに納入

納期の特例の適用を受けるためには、従業員が常時 10 人未満であること等が要件となります。 また、「納期の特例に関する承認申請書」を各市町村に提出し、承認を受ける必要があります。

◎特別徴収が困難な場合

特別徴収が困難な理由(給与受給者総数が2名以下等)に該当する従業員の方について普通徴収とする場合は、「普通徴収申請書」の提出が必要ですので、ご注意下さい。

【1月セミナーのご案内】日時:1月12日(木)18:00~19:00 場所:西日本シティ銀行 大名支店

2017 年最初のセミナーは、「創業 2・3 年目の経営者が知っておくべき会計戦略」です。経理と会計、予実管理と税務スケジュールを実例を交えて解説致します。ぜひ、お知り合いの方をお誘いの上ご参加ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、 お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。

TEL: 092-726-2350